

## PCT 国際調査及び国際予備審査に係る米豪協力、新たな段階へ

2007 年 2 月 8 日  
JETRO NY 澤井、中山

米国特許商標庁 (USPTO) と豪州知的財産庁 (IP Australia) <sup>1</sup> は 1 月 24 日、米国を受理官庁とする PCT 国際特許出願に対して、豪州知的財産庁が国際調査及び国際予備審査を提供するプロジェクトの継続実施に合意した。

このプロジェクトは、米国を受理官庁とする PCT 国際特許出願に対して、国際調査及び国際予備審査のアウトソーシングの実現可能性を見極めるためのパイロットプロジェクトとして、米豪両庁合意により 05 年 11 月から開始していた<sup>2</sup>。今般の合意は両庁協力の新たな段階に入ったものといえる。

USPTO の発表によると、今般の合意では新たに本年 3 月 1 日から 1 年間のプロジェクトを実施し、広範な技術分野を対象に 1200 件の PCT 国際特許出願の国際調査及び国際予備審査を、豪州知的財産庁へアウトソーシングする予定。パイロットプロジェクト時には 100 件の国際出願を対象としていたが、今回の合意では大幅に件数を拡大した。USPTO は、パイロットプログラムの実施を通じて、豪州知的財産庁のサーチ及び審査のクオリティーと正確性を確認できたとして、今般のプロジェクトの継続に至ったと評価。また、今後も USPTO の品質基準に適合するものかレビューしていくとしている。

USPTO は、年間 45 万件の国内出願と約 5 万件の PCT 出願による審査負担から、80 万件 (05 年 11 月発表時 60 万件) にもおよぶ国内出願の最終処分待ち案件を抱える中、豪州知的財産庁との協力によって、国内出願へリソースを振り向け、生産性と特許の質の向上に寄与するものと期待<sup>3</sup>。一方、豪州知的財産庁にとっても、国際調査機関及び国際予備審査機関としての国際的地位の向上に資すると期待しているところ。

なお、同米豪協力については、05 年 12 月のユーザーへの説明会に際し、USPTO をサーチ機関に指定し、サーチ料を支払っているにもかかわらず、USPTO でサーチが受けられないことに対する疑念がユーザーから多数示された経緯がある。

<参考> 2 月 7 日付け USPTO プレスリリース  
<http://www.uspto.gov/web/offices/com/speeches/07-10.htm>

(了)

<sup>1</sup> <http://www.ipaustralia.gov.au/>

<sup>2</sup> <http://www.uspto.gov/web/offices/com/speeches/05-51.htm>

<sup>3</sup> 次期 USPTO 戦略計画案 (07-12 年) においても、“Outsource Patent Cooperation Treaty (PCT) Chapter I applications freeing examiners to focus on national cases” というイニシアティブとして掲げられているところ。